

＊北海道公報

目次

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

ページ

条 例

- 北海道緊急地域雇用創出特別基金条例 (雇用対策課) 五
- 北海道立職業能力開発支援センター条例 (人材育成課) 五
- 商法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 (人事課) 六
- 北海道職員等の再任用に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 六
- 北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例 (生活文化・青少年室) 六
- 北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課) 七
- 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課) 七
- 北海道保健福祉部手数料条例及び理容師法施行条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課) 八
- 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (保健福祉部総務課) 九
- 北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (経済部総務課) 一〇
- 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (建設部総務課) 一四
- 北海道公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁給与課) 一五
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部生活安全企画課) 一五
- 北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) 一六
- 北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) 一六
- 北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) 一七
- 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁給与課) 一七
- 北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) 一七

規 則

- 北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則 (法制文書課) 一七
- 北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (環境生活部総務課) 一八
- 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (保健福祉部総務課) 一八

道企業管理規程

- 北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程 一八
- 北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程 (道議会告示) 一九

公布された条例のあらまし

北海道緊急地域雇用創出特別基金条例(条例第六十五号)

一 趣旨

国から交付される緊急地域雇用創出特別交付金を積み立て、緊急かつ臨時に雇用及び就業機会の創出を図るための基金として、北海道緊急地域雇用創出特別基金を設置することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

- 1 北海道緊急地域雇用創出特別基金を設置することとした(第一条関係)。
- 2 基金は、予算で定める額を積み立てることとした(第二条関係)。
- 3 基金は、緊急かつ臨時に雇用及び就業機会の創出を図るための事業に必要な経費に充てる場合に限り使用できるものとし、その場合は、使用する金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出することとした(第三条関係)。

三 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成十七年三月三十一日限りその効力を失うこととした。

北海道立職業能力開発支援センター条例(条例第六十六号)

一 趣旨

本道における労働者の職業に必要な能力の開発及び向上の促進を図り、もって職業の安定と労働者の地位の向上に資するよう、北海道立職業能力開発支援センターを設置することとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

- 1 名称は「北海道立職業能力開発支援センター」とし、位置は札幌市とすることとした(第二条関係)。

平成十三年十二月十八日 火曜日

二

2 支援センターの事業を次のとおり定めることとした（第三条関係）。

（一） 職業能力の開発及び向上の促進に関する技術的事項について相談、助言及び指導を行うこと。

（二） 施設設備を利用に供すること。

（三） 職業能力の開発及び向上の促進に関する情報及び資料を提供すること。

（四） その他設置の目的を達成するために必要な事業

3 支援センターの研修室又は実習室を使用しようとする者は、使用料を納めなければならないこととし、その額は、別表に規定する額の範囲内で規則で定めることとした（第四条第一項及び第二項並びに別表関係）。

4 知事が特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができることとした（第四条第三項関係）。

5 知事は、支援センターの管理について、公共的団体に委託することができることとした（第五条関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

商法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第六十七号）

一 趣旨及び内容

商法の改正に伴い、次の条例について規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

1 北海道職員の公務員倫理に関する条例（平成九年北海道条例第九号）

2 政治倫理の確立のための北海道知事の資産等の公開に関する条例（平成七年北海道条例第三十八号）

3 政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に関する条例（平成七年北海道条例第三十七号）

二 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道職員等の再任用に関する条例の一部を改正する条例（条例第六十八号）

一 趣旨及び内容

地方公務員等共済組合法の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例（条例第六十九号）

一 趣旨及び内容

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行

うため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例（条例第七十号）

一 趣旨

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の制定にかんがみ、第一種フロン類回収業者の登録の事務に係る手数料について定めることとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

第一種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査事務について、五、一五〇円の手数料を徴収することとした（別表三十三の項関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

北海道保健福祉部手数料条例及び理容師法施行条例の一部を改正する条例（条例第七十二号）

一 趣旨及び内容

障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律等の制定に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

事務処理の特例に関する条例

一 趣旨及び内容

市町村への権限移譲の推進を図るよう、知事の権限に属する事務の一部を市町村及び広域連合が処理することとするため、次に掲げる条例を制定することとした。

1 北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十一号）

家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法及び特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく事務

2 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十二号）

結核予防法及び介護保険法に基づく事務

3 北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十四号）

高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく事務

4 北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十五号）

宅地造成等規制法、都市計画法及び都市再開発法に基づく事務

二 施行期日

これらの条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

北海道公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十六号）

一 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律の改正に伴い、規定の整備を行うため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 題名を「北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」に改めることとした（題名関係）。

2 市町村立の義務教育諸学校の学校医等の公務災害補償に関する規定を削除することとした（第一条及び第二条関係）。

三 施行期日

この条例は、平成十四年四月一日から施行することとした。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十七号）

一 趣旨

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「法」という。）の改正にかんがみ、店舗型電話異性紹介営業及び無店舗型電話異性紹介営業（以下「テレホンクラブ営業」という。）の規制等を行うこととするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例関係

(一) 店舗型電話異性紹介営業の営業禁止区域は、店舗型性風俗特殊営業で規定する営業禁止区域と同一のものとする（第十條の二第一項関係）。

(二) 店舗型電話異性紹介営業の営業禁止地域は、北海道内全域とすることとした（第十條の二第二項関係）。

(三) 店舗型電話異性紹介営業は、深夜（午前零時から日出時までの時間）において営んではならないこととした（第十一條の二関係）。

(四) テレホンクラブ営業の広告宣伝制限地域は、北海道内全域とすることとした（第十一條の三第三項関係）。

2 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例関係
不当な客引き行為の禁止対象営業に店舗型電話異性紹介営業を加えることとした（第九條第三号関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

北海道地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十八号）

一 趣旨

北海道地方警察職員の特殊勤務手当について、爆発物処理手当の支給範囲の拡大等を行うとともに、潜水作業手当に係る加算の措置を講ずることとするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 爆発物処理手当について、名称を爆発物処理等手当に改め、職員が特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業で人事委員会規則で定めるものに従事したときは一件につき五千二百円（緊急の呼出しにより当該作業に従事した場合でその従事する時間帯の全部又は一部が夜間であるときは、千二百四十円を加算した額）を、特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業に従事したときは一日につき二百五十円を、特殊危険物質の製造過程を解明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業に従事したときは一日につき四百六十円を支給することとした（第二条及び第七條の四関係）。

2 潜水作業手当について、従事した潜水作業が、特に困難であり、かつ、心身に著しい負担を与える作業であつて、人事委員会規則で定めるものであるときは、百分の五十に相当する額を加算した額を支給することとした（第七條の七関係）。

三 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、二の一の規定は平成十三年十月十七日から適用することとした。ただし、二の二の規定は平成十四年一月一日から施行することとした。

北海道職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第七十九号）

一 趣旨

北海道人事委員会の議会及び知事に対する平成十三年十月十一日付け勧告にかんがみ、北海道職員の期末手当及び勤勉手当について所要の改正を行うこととするため、この条例を制定することとした。

平成十三年十二月十八日 火曜日

二 内容

1 期末手当

十二月期の支給割合を百分の百七十五から百分の百五十五に引き下げることとした（第十九条第二項関係）。

2 勤勉手当

十二月期の支給割合を百分の六十から百分の五十五に引き下げることとした（第十九条の四第二項関係）。

3 その他

附則第十四項の規定による減額について、所要の措置を講ずることとした（附則第十四項及び第十五項関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第八十号）

一 趣旨

北海道人事委員会の議会及び知事に対する平成十三年十月十一日付け勧告にかんがみ、北海道学校職員の期末手当及び勤勉手当について所要の改正を行うこととするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 期末手当

十二月期の支給割合を百分の百七十五から百分の百五十五に引き下げることとした（第十九条第二項関係）。

2 勤勉手当

十二月期の支給割合を百分の六十から百分の五十五に引き下げることとした（第十九条の四第二項関係）。

3 その他

附則第十四項の規定による減額について、所要の措置を講ずることとした（附則第十四項及び第十五項関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第八十一号）

一 趣旨

北海道人事委員会の議会及び知事に対する平成十三年十月十一日付け勧告にかんがみ、北海道地方警察職員の期末手当及び勤勉手当について所要の改正を行うこととするため、この条例を制定することとした。

二 内容

1 期末手当

十二月期の支給割合を百分の百七十五から百分の百五十五に引き下げることとした（第二十二條第二項關係）。

2 勤勉手当

十二月期の支給割合を百分の六十から百分の五十五に引き下げることとした（第二十二條の四第二項關係）。

3 その他

附則第十四項の規定による減額について、所要の措置を講ずることとした（附則第十四項及び第十五項関係）。

三 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

公布された規則のあらまし

北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則（規則第二百二十四号）

一 趣旨及び内容

政治倫理の確立のための北海道知事の資産等の公開に関する条例の改正に伴い、規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第二百二十五号）

趣旨及び内容

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第七十号）の施行期日は、平成十三年十二月二十一日とすることとした。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（規則第二百二十六号）

一 趣旨

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の改正にかんがみ、市が処理する事務の範囲を定めることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

1 北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に規定する事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるものは、次に掲げるものとした（第二条関係）。

(一) 結核予防法施行細則（以下「規則」という。）（第二十条第二項の規定による医

療機関指定書の交付

- (二) 規則第二十一条の規定による指定医療機関の名称の変更等の届出の受理
 - 2 その他規定の整備を行うこととした。
 - 三 施行期日
- この規則は、平成十四年四月一日から施行することとした。

条例

北海道緊急地域雇用創出特別基金条例をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六十五号

北海道緊急地域雇用創出特別基金条例

(設置)

第一条 国から交付される緊急地域雇用創出特別交付金を積み立て、緊急かつ臨時に雇用及び就業機会の創出を図るため、北海道緊急地域雇用創出特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金に積み立てる額は、予算において定める額とする。

(基金の使用)

第三条 基金は、第一条に規定する目的を達成するための事業に必要な経費に充てる場合に限る、これを使用することができる。

2 前項の規定により基金を使用する場合は、その金額を一般会計の歳入に繰り出し、その歳出として支出するものとする。

(現金の管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(知事への委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

北海道立職業能力開発支援センター条例をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第六十六号

北海道立職業能力開発支援センター条例

(設置)

第一条 北海道における労働者の職業に必要な能力の開発及び向上の促進を図り、もって職業の安定と労働者の地位の向上に資するため、北海道立職業能力開発支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第二条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名	称	位	置
北海道立職業能力開発支援センター			
			札幌市

(事業)

第三条 支援センターは、次の事業を行う。

一 職業能力の開発及び向上の促進に関する技術的事項について相談、助言及び指導を行うこと。

二 施設設備を利用に供すること。

三 職業能力の開発及び向上の促進に関する情報及び資料を提供すること。

四 その他設置の目的を達成するために必要な事業

(使用料)

第四条 支援センターの研修室又は実習室を使用しようとする者は、使用料を納めなければならない。

2 使用料の額は、別表の範囲内で規則で定める。

3 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第五条 知事は、公共的団体に対し、支援センターの管理を委託することができる。（規則への委任）

第六条 この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

別表（第四条關係）

区 分	使 用 料			一 日
	午 前	午 後	夜 間	
一 号 研 修 室	二、五六〇円	三、四二〇円	三、四二〇円	八、九三〇円
二 号 研 修 室	一、七五〇円	二、三三〇円	二、三三〇円	六、〇九〇円
三 号 研 修 室	三、五七〇円	四、七六〇円	四、七六〇円	一二、四四〇円
実 習 室	一七、一〇〇円	二二、八〇〇円	二二、八〇〇円	五九、五七〇円

備考

一 午前とは午前九時から正午まで、午後とは午後一時から午後五時まで、夜間とは午後六時から午後十時まで、一日とは午前九時から午後十時までとする。

二 知事が支援センターの運営に支障がないと認めたときは、時間区分を超過し、又は繰り上げて使用することができる。この場合の使用料の額は、当該使用時間（使用時間が一時間未満であるときは又は使用時間に一時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、一時間として計算するものとする。）一時間につき、一日使用の場合の一時間当たりの使用料の額に一・三を乗じて得た額とする。

三 特別に使用する電気等の料金は、別に実費を徴収する。

商法の一部改正に伴う關係条例の整理に關する条例をここに公布する。
平成十三年十二月十八日

北海道条例第六十七号

商法の一部改正に伴う關係条例の整理に關する条例

（北海道職員の公務員倫理に關する条例の一部改正）

第一条 北海道職員（公務員倫理に關する条例（平成九年北海道条例第九号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「（端株券を含む。）」を削る。

（政治倫理の確立のための北海道知事の資産等の公開に關する条例の一部改正）

第二条 政治倫理の確立のための北海道知事の資産等の公開に關する条例（平成七年北海道条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「、株数及び額面金額の総額」を「及び株数」に改める。

（政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に關する条例の一部改正）

第三条 政治倫理の確立のための北海道議会議員の資産等の公開に關する条例（平成七年北海道条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「、株数及び額面金額の総額」を「及び株数」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の北海道職員（公務員倫理に關する条例の規定は、平成十七年三月一日以後に提出される株取引等報告書について適用し、同日前に提出される株取引等報告書については、なお従前の例による。

北海道職員等の再任用に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

北海道条例第六十八号

北海道職員等の再任用に關する条例の一部を改正する条例

北海道職員等の再任用に關する条例（平成十三年北海道条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十五条の二第一項第一号」を「第十八条の二第一項第一号」に改める。

附則

この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

北海道条例第六十九号

北海道青少年保護育成条例の一部を改正する条例

北海道青少年保護育成条例（昭和三十年北海道条例第十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「テレホンクラブ等營業の制限等」を「利用カードの販売等の制限」に改める。

第八条第六項中「及びテレホンクラブ等營業所（第二十五条第一項に規定するテレホンクラブ等營業所をいう。第十五条において同じ。）」を削る。

第十五条中「及びテレホンクラブ等營業所」を削る。

「第三節 テレホンクラブ等營業の制限等」を「第三節 利用カードの販売等の制限」に改める。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

第二十五条及び第二十六条 削除

北海道知事 堀 達也

北海道知事 堀 達也

第二十七条中「テレホンクラブ等営業」を「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第九項に規定する店舗型電話異性紹介営業又は同条第十項に規定する無店舗型電話異性紹介営業」に改める。

第二十八条第三項中「及びテレホンクラブ等営業所」を削る。

第三十条の見出し中「テレホンクラブ等営業」を「利用カード」に改め、同条第一項を次のように改める。

何人も、利用カードの販売場所又は自動販売機の設置場所（第三項において「販売場所等」という。）に係る広告物を表示し、又は設置してはならない。

第三十条第四項を削り、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「テレホンクラブ名等」を「販売場所等」に、「以下」を「次項において」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法令により青少年の立入りが常時禁止されている場所において外部から見えない場所に表示し、又は設置する広告物については、適用しない。

第三十条第五項を削る。

第三十一条及び第三十二条を次のように改める。

第三十一条及び第三十二条 削除

第三十八条中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第二十二条第一項若しくは第二項又は第二十三条の規定に違反した者」に改め、同条各号を削る。

第三十九条中「第二十六条第一項又は第三十一条第一項」を削る。

第四十二条第五号中「第二十五条又は」を削り、同条第六号中「第三十条第一項から第三項まで」を「第三十条第一項、第三項又は第四項」に改め、同条第七号を削る。

第四十三条第一号中「第二十一条第二項又は第三十一条第二項第一号」を「又は第二十一条第二項」に改める。

第四十四条中「第二十三条又は第三十一条第一項」を「又は第二十三条」に改める。

第四十六条中「刑法又は児童福祉法」を「刑法（明治四十年法律第四十五号）又は児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例による改正前の北海道青少年保護育成条例（以下この項において「改正前の条例」という。）の規定により知事が改正前の条例第二十五条第一項に規定するテレホンクラブ等営業を営む者にした行為に係るこの条例の施行後における営業の停止、廃止その他の処分については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に係るこの条例の施行後における営業の停止、廃止その他の処分については、なお従前の例による。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この条例の施行後にした附則第二項の規定によりなお効力を有することとされる処分に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

6 附則第三項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした同項の処分に違反した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部手数料条例（平成十二年北海道条例第五号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

三十三 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第九条第一項の規定に基づく第一種フロン類回収業者の登録の申請に対する審査	第一種フロン類回収業者登録申請手数料	五、一五〇円	登録申請のとき
---	--------------------	--------	---------

附則

この条例は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十一号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成十二年北海道条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項の次に次のように加える。

一一の二 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四号。以下この項に

平成十三年十二月十八日 火曜日

において「法」という。）及び家庭用品品質表示法施行令（昭和三十七年政令第三百九十号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1から5までに掲げる事務にあっては、主たる事務所及び店舗が一の市町村内のみにある卸売業者以外の販売業者に係るものに限る。）

- 1 法第四条第一項の規定による表示事項の表示等の指示
- 2 法第四条第二項の規定による指示に従わない販売業者の公表
- 3 法第十条第一項の規定による措置を求める申出の受理
- 4 法第十条第二項の規定による措置を求める申出に関する調査
- 5 法第十九条第一項の規定による販売業者からの報告の徴収
- 6 法第十九条第一項の規定による卸売業者以外の販売業者の店舗等に係る立入検査
- 7 政令第三条第三項の規定による公表に関する協議（2に掲げる事務に係るものに限る。）
- 8 政令第三条第四項の規定による指示、報告の徴収又は立入検査の結果の報告（1、5及び6に掲げる事務に係るものに限る。）

別表第一の三の項の次に次のように加える。

三の二 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下この項において「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

各市町村

- 1 法第八十三条第一項の規定による特定製品の販売の事業を行う者の業務の状況に関する報告の徴収（その主たる事務所及び店舗が一の市町村内のみにある者に係るものに限る。）
- 2 法第八十四条第一項の規定による特定製品の販売の事業を行う者の店舗等に係る立入検査
- 3 法第八十五条第一項の規定による検査が著しく困難と認められる特定製品の提出の命令
- 4 政令第十条第二項の規定による報告の徴収、立入検査又は特定製品の提出の命令の結果の報告（1から3までに掲げる事務に係るものに限る。）

別表第一の四の項の次に次のように加える。

四の二 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に

札幌市

関する法律（平成十一年法律第八十六号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第二条第七項の規定による電子計算機の指定
- 2 法第五条第三項の規定による第一種指定化学物質の排出量等に関する事項の届出の経由及び意見の付与
- 3 法第六条第三項の規定による対応化学物質分類名による届出に係る事項の通知の受理
- 4 法第七条第二項の規定による対応化学物質分類名に関する請求を認めない旨の決定等に係る第一種指定化学物質の名称の通知の受理
- 5 法第七条第三項の規定による対応化学物質分類名を維持する旨の請求がないときの第一種指定化学物質の名称の通知の受理
- 6 法第七条第五項の規定による対応化学物質分類名による届出に係る事項の説明の要求
- 7 法第八条第二項の規定によるファイル記録事項の通知の受理
- 8 法第八条第四項の規定によるファイル記録事項の集計結果の通知の受理
- 9 法第八条第五項の規定による通知に係る事項の集計及びその結果の公表
- 10 法第十三条の規定による国が行う調査に関する資料の提供の要求又は意見の陳述

附則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第一の二の二の項及び三の二の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申出その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申出その他の行為とみなす。

北海道保健福祉部手数料条例及び理容師法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

北海道条例第七十二号

北海道知事 堀 達也

北海道保健福祉部手数料条例及び理容師法施行条例の一部を改正する条例

(北海道保健福祉部手数料条例の一部改正)

第一条 北海道保健福祉部手数料条例(平成十二年北海道条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表七十三の項中「第三十六条の六第一項第一号」を「第三十六条の七第一項第一号」に改め、同表七十四の項中「第三十六条の六の第一項第一号」を「第三十六条の七第一項第一号」に改め、同表七十七の項中「第三十六条の六第一項第一号」を「第三十六条の七第一項第一号」に改め、同表八十の項中「第三十六条の六第一項第三号」を「第三十六条の七第一項第三号」に改める。

(理容師法施行条例の一部改正)

第二条 理容師法施行条例(平成十二年北海道条例第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第八条第三号」を「第九条第三号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十三年十二月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十三号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例(平成十二年北海道条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第二百五十二条の十七の二第一項」の下に「及び第二百九十一条の二第二項」を、「市町村」の下に「又は広域連合」を加える。

第二条の見出し中「市町村」を「市町村等」に改め、同条中「市町村」の下に「又は広域連合」を加える。

別表第一の二の二の項の次に次のように加える。

二の三 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号。以下この項において「法」という。)、結核予防法施行令(昭和二十六年政令第百四十二号。以下この項において「政令」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

函館市
小樽市

1 法第三十六条第一項の規定による指定医療機関の指定

別表第一の四の項の次に次のように加える。

- 2 法第三十六条第三項の規定による指定医療機関に対する指導
- 3 法第三十六条第四項の規定による指定医療機関の指定の辞退の受理
- 4 法第三十六条第五項の規定による指定医療機関の指定の取消し
- 5 法第四十二条第一項の規定による指定医療機関に対する報告の請求又は検査
- 6 法第四十二条第二項の規定による指定医療機関に対する診療報酬の支払の一時差止めの指示又は差止め
- 7 政令第二条の六第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定による指定医療機関の指定等の告示
- 8 1から7までに掲げるもののほか法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの

空知中部
広域連合

四の二 介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの

- 1 法第四十一条第一項本文の規定による指定居宅サービス事業者(居宅サービスのうち訪問介護、訪問入浴介護又は通所介護を行うものに限る。以下この項において同じ。)の指定
- 2 法第四十六条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定
- 3 法第七十五条の規定による指定居宅サービス事業者の名称の変更等の届出の受理
- 4 法第七十六条第一項の規定による指定居宅サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査
- 5 法第七十七条第一項の規定による指定居宅サービス事業者の指定の取消し
- 6 法第七十八条の規定による指定居宅サービス事業者の指定等の公示
- 7 法第八十二条の規定による指定居宅介護支援事業者の名称の変更等の届出の受理
- 8 法第八十三条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者等に対する報告等の命令、出頭の請求又は質問若しくは検査
- 9 法第八十四条第一項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の取消し
- 10 法第八十五条の規定による指定居宅介護支援事業者の指定等の公示

附則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第一の二の三の項及び四の二の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令及び規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市又は広域連合の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市若しくは広域連合の長のした処分その他の行為又は当該市若しくは広域連合の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十三年十二月十八日

北海道条例第七十四号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成十二年北海道条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 札幌市

1 法第五条第一項の規定による第一種製造者に係る製造の許可

2 法第五条第二項の規定による第二種製造者の製造の届出の受理

3 法第九条の規定による第一種製造者に係る製造の許可の取消し

4 法第十条第二項の規定による第一種製造者の地位の承継の届出の受理

5 法第十条の二第二項（法第二十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による第二種製造者等の地位の承継の届出の受理

6 法第十一条第三項の規定による第一種製造者の製造のための施設等に関する技術上の基準への適合命令

7 法第十二条第三項の規定による第二種製造者の製造のための施設等に関する技術上の基準への適合命令

8 法第十四条第一項の規定による第一種製造者の製造のための施設の位置等の変更の許可

9 法第十四条第二項の規定による第一種製造者の製造のための施設の

位置等の軽微な変更の届出の受理

10 法第十四条第四項の規定による第二種製造者の製造のための施設の位置等の変更の届出の受理

11 法第十五条第二項の規定による貯蔵に関する技術上の基準への適合命令

12 法第十六条第一項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可

13 法第十七条第二項の規定による第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理

14 法第十七条の二の規定による第二種貯蔵所の設置の届出の受理

15 法第十八条第三項の規定による第一種貯蔵所の位置等に関する技術上の基準への適合命令

16 法第十九条第一項の規定による第一種貯蔵所の位置等の変更の許可

17 法第十九条第二項の規定による第一種貯蔵所の位置等の軽微な変更の届出の受理

18 法第十九条第四項の規定による第二種貯蔵所の位置等の変更の届出の受理

19 法第二十条第一項の規定による第一種製造者の製造のための施設等の完成検査及び同項ただし書の規定による協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理

20 法第二十条第三項の規定による第一種製造者の製造のための施設の位置等の変更に係る完成検査及び同項第一号の規定による協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理

21 法第二十条の四の規定による販売事業の届出の受理

22 法第二十条の四の二第二項の規定による販売業者の地位の承継の届出の受理

23 法第二十条の五第二項の規定による災害の発生に関する周知等の勧告

24 法第二十条の五第三項の規定による販売業者等が勧告に従わないとき公表

25 法第二十条の六第二項の規定による販売の方法に関する技術上の基準への適合命令

26 法第二十条の七の規定による販売をする高圧ガスの種類の変更の届出の受理

27 法第二十一条第一項から第五項までの規定による製造等の廃止等の届出の受理

- 28 法第二十二條第一項本文の規定による輸入をした高压ガス及び容器の輸入検査
- 29 法第二十二條第一項第一号及び第二項の規定による協会又は指定輸入検査機関による輸入検査の受検に関する届出及び輸入検査の結果の報告の受理
- 30 法第二十二條第三項の規定による輸入された高压ガス及び容器の廃棄等の命令
- 31 法第二十四條の二第一項の規定による特定高压ガスの消費の届出の受理
- 32 法第二十四條の三第三項の規定による特定高压ガス消費者の消費のための施設等に関する技術上の基準への適合命令
- 33 法第二十四條の四第一項の規定による特定高压ガス消費者の消費のための施設の位置等の変更の届出の受理
- 34 法第二十四條の四第二項の規定による特定高压ガスの消費の廃止の届出の受理
- 35 法第二十六條第一項の規定による危害予防規程の制定又は変更の届出の受理
- 36 法第二十六條第二項の規定による危害予防規程の変更の命令
- 37 法第二十六條第四項の規定による危害予防規程の遵守等の命令又は勧告
- 38 法第二十七條第二項の規定による保安教育計画の変更の命令
- 39 法第二十七條第五項の規定による保安教育計画の実行等の勧告
- 40 法第二十七條の二第五項（法第二十七條の四第二項、第二十八條第三項及び第三十三條第三項において準用する場合を含む。）の規定による保安統括者等の選任又は解任の届出の受理
- 41 法第二十七條の二第六項（法第二十七條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定による保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理
- 42 法第三十條の規定による製造保安責任者免状等の返納の命令
- 43 法第三十四條の規定による保安統括者等の解任の命令
- 44 法第三十五條第一項本文の規定による第一種製造者の特定施設の保安検査
- 45 法第三十五條第一項第一号又は第二号の規定による協会若しくは指定保安検査機関による保安検査の受検に関する届出又は認定保安検査実施者による保安検査の記録の届出の受理

- 46 法第三十五條第三項の規定による協会又は指定保安検査機関による保安検査の結果の報告の受理
- 47 法第三十六條第二項の規定による危険時の届出の受理
- 48 法第三十八條第一項の規定による第一種製造者の製造等の許可の取消し又はその製造等の停止の命令
- 49 法第三十八條第二項の規定による第二種製造者の製造等の停止の命令
- 50 法第三十九條の規定による公共の安全の維持等のための緊急措置
- 51 法第三十九條の十一第一項又は第二項の規定による完成検査又は保安検査の記録の届出の受理
- 52 法第四十一條第二項の規定による容器製造業者の製造の方法に関する技術上の基準への適合命令
- 53 法第四十四條第一項の規定による容器検査
- 54 法第四十五條第一項又は第二項の規定による容器への刻印又は標準の揭示
- 55 法第四十八條第五項の規定による容器への充てんの許可
- 56 法第四十九條第一項の規定による容器再検査
- 57 法第四十九條第三項又は第四項の規定による容器再検査に係る容器への刻印又は標準の揭示
- 58 法第四十九條の二第一項の規定による附属品検査
- 59 法第四十九條の三第一項の規定による附属品への刻印
- 60 法第四十九條の四第一項の規定による附属品再検査
- 61 法第四十九條の四第三項の規定による附属品再検査に係る附属品への刻印
- 62 法第四十九條の三十の規定による製造した容器又は附属品の回収等の命令
- 63 法第四十九條の三十五の規定による輸入した容器又は附属品の回収等の命令
- 64 法第五十條第三項の規定による容器検査所の登録又はその更新
- 65 法第五十三條の規定による容器検査所の登録の取消し又は容器再検査等の停止の命令
- 66 法第五十四條第二項の規定による容器に充てんする高压ガスの種類等の変更に係る刻印等及び刻印等の抹消
- 67 法第五十六條第一項の規定による容器のくず化等の命令
- 68 法第五十六條第二項の規定による容器検査に合格しなかった容器に

平成十三年十二月十八日 火曜日

一一

別表第一に次のように加える。

- 69 関する報告の受理
- 70 法第五十六条第四項の規定による附属品検査等に合格しなかった附属品に関する報告の受理
- 71 法第五十六条の二の規定による容器検査所の容器再検査等の業務の廃止の届出の受理
- 72 法第六十一条第一項の規定による第一種製造者等の業務に関する報告の徴収
- 73 法第六十二条第一項の規定による高圧ガスの製造をする者の事務所等に係る立入り、検査、質問又は収去
- 74 法第六十三条第一項の規定による災害発生等の届出の受理
- 75 法第六十三条第二項の規定による災害発生に係る事項の報告の命令
- 76 法第六十四条の規定による災害発生時の指示
- 77 法第七十四条第一項の規定による関係行政機関への通報
- 78 法第七十四条第二項又は第三項の規定による警察官等からの通報の受理
- 法第七十四条第四項の規定による経済産業大臣への報告

札幌市

- 四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四十九号。以下この項において「法」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和四十三年政令第十四号。以下この項において「政令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（1から11まで、13から28まで、30から33まで、48、53、55及び57から60までに掲げる事務にあつては、二以上の市町村の区域内に、販売所を設置している液化石油ガス販売事業者が行う液化石油ガス販売事業及び事業所を設置している保安機関が行う保安業務に係る事務を除く。）
 - 1 法第三条第一項の規定による液化石油ガス販売事業者の登録
 - 2 法第三条の二第一項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿への登録
 - 3 法第三条の二第二項の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の通知
 - 4 法第三条の二第三項の規定による液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧
 - 5 法第四条第二項の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の拒否

の通知

- 6 法第六条（法第三十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による登録行政庁等の変更の届出の受理
- 7 法第八条（法第三十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による液化石油ガス販売事業者の氏名等の変更の届出の受理
- 8 法第十条第三項（法第三十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による液化石油ガス販売事業者等の地位の承継の届出の受理
- 9 法第十三条第二項の規定による災害の発生防止に関する必要な措置の命令
- 10 法第十四条第二項の規定による一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令
- 11 法第十六条第三項の規定による貯蔵施設等に関する技術上の基準等への適合命令
- 12 法第十六条の二第二項の規定による供給設備（札幌市の区域外に設置された供給設備を除き、道の区域内に販売所を設置している液化石油ガス販売事業者の当該販売所に係る供給設備で札幌市の区域内に設置されたものを含む。）に関する技術上の基準への適合命令
- 13 法第十九条第二項の規定による業務主任者の選任又は解任の届出の受理
- 14 法第二十一条第二項の規定による業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理
- 15 法第二十三条の規定による業務主任者等の解任の命令
- 16 法第二十三条（法第三十五条の四において準用する場合を含む。）の規定による液化石油ガス販売事業等の廃止の届出の受理
- 17 法第二十五条の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の取消し
- 18 法第二十六条の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の取消し又は液化石油ガス販売事業の停止の命令
- 19 法第二十六条の二の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の取消
- 20 法第二十九条第一項の規定による保安機関の認定
- 21 法第三十二条第一項の規定による保安機関の認定の更新
- 22 法第三十三条第一項の規定による保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可
- 23 法第三十三条第二項の規定による保安業務に係る一般消費者等の数の減少の届出の受理

- 24 法第三十四条第三項の規定による保安業務の実施等の命令
- 25 法第三十五条第一項の規定による保安業務規程の制定又は変更の認可
- 26 法第三十五条第三項の規定による保安業務規程の変更の命令
- 27 法第三十五条の二の規定による保安機関に関する認定の基準への適合命令
- 28 法第三十五条の三の規定による保安機関の認定の取消し
- 29 法第三十五条の五の規定による消費設備に関する技術上の基準への適合命令
- 30 法第三十五条の六第一項の規定による液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定
- 31 法第三十五条の七の規定による販売契約等に係る一般消費者等の数の報告の受理
- 32 法第三十五条の十第一項の規定による認定液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定の取消し
- 33 法第三十五条の十第二項の規定による認定液化石油ガス販売事業者への報告の催告及び認定の取消し
- 34 法第三十六条第一項の規定による貯蔵施設等の設置の許可
- 35 法第三十七条の二第一項（法第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による貯蔵施設の位置等の変更の許可
- 36 法第三十七条の二第二項（法第三十七条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による貯蔵施設の撤去等の届出の受理
- 37 法第三十七条の三第一項（法第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による貯蔵施設等の完成検査及び同項ただし書（法第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による協会又は指定完成検査機関による完成検査の受理
- 38 法第三十七条の三第二項（法第三十七条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定による協会又は指定完成検査機関による完成検査の結果の報告の受理
- 39 法第三十七条の四第一項の規定による充てん設備の許可
- 40 法第三十七条の五第三項の規定による充てん設備等に関する技術上の基準への適合命令
- 41 法第三十七条の六第一項の規定による充てん設備の保安検査及び同項ただし書の規定による協会又は指定保安検査機関による保安検査の

- 受検に関する届出の受理
- 42 法第三十七条の六第三項の規定による協会又は指定保安検査機関による保安検査の結果の報告の受理
- 43 法第三十七条の七第一項の規定による貯蔵施設等の許可の取消し又はその使用の停止の命令
- 44 法第三十七条の七第二項の規定による特定供給設備の使用の停止の命令に係る通知
- 45 法第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理
- 46 法第三十八条の十第一項の規定による特定液化石油ガス設備工事の事業の届出の受理
- 47 法第三十八条の十第二項の規定による特定液化石油ガス設備工事業者の氏名等の変更又は廃止の届出の受理
- 48 法第八十二条第一項の規定による液化石油ガス販売事業者又は保安機関の業務等の状況に関する報告の徴収
- 49 法第八十二条第一項の規定による液化石油ガス設備士又は特定液化石油ガス設備工事事業者の業務等の状況に関する報告の徴収（札幌市の区域外に設置された供給設備の液化石油ガス設備工事及び特定液化石油ガス設備工事に係る報告の徴収を除き、道の区域内に販売所を設置している液化石油ガス販売事業者の当該販売所に係る供給設備で札幌市の区域内に設置されたものの液化石油ガス設備工事及び特定液化石油ガス設備工事に係る報告の徴収を含む。）
- 50 法第八十二条第一項の規定による液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者（二以上の道の市町村の区域内にのみ、販売所を設置している液化石油ガス販売事業者及び事業所を設置している保安機関を除く。52及び56に掲げる事務において同じ。）の業務等の状況に関する報告の徴収
- 51 法第八十二条第二項の規定による充てん事業者の業務等の状況に関する報告の徴収
- 52 法第八十三条第一項の規定による液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者の事務所等に係る立入り、検査又は質問
- 53 法第八十三条第三項の規定による液化石油ガス販売事業者の事務所等に係る立入り、検査、質問又は収去
- 54 法第八十三条第三項の規定による充てん事業者又は特定液化石油ガス設備工事事業者の事務所等に係る立入り、検査又は質問
- 55 法第八十三条第四項の規定による保安機関の事務所等に係る立入

り、検査又は質問

56 法第八十三条の二第一項の規定による液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に対する液化石油ガス器具等の提出の命令

57 法第八十七条第一項の規定による関係行政機関への通報

58 法第八十七条第二項の規定による消防長からの要請の受理

59 法第八十八条第二項の規定による液化石油ガス販売事業者に係る認定又はその取消しの公示

60 法第九十条第一項の規定による液化石油ガス販売事業者の登録の取消し等に係る聴聞

61 政令第十三条第八項の規定による経済産業大臣への報告（12、49、50、52及び56に掲げる事務に係るものに限る。）

附則

1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第一の二の項及び四の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては札幌市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、札幌市長のした処分その他の行為又は札幌市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

北海道条例第七十五号

北海道知事 堀 達也

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道建設部の事務処理の特例に関する条例（平成十二年北海道条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の十一の項中「及び富良野市にあつては」を「にあつては」に改め、「、登別市、北広島市及び白老町にあつては切土又は盛土をする面積が千平方メートル未満のものに」を削り、同表の十二の項中「江別市」を「江別市千歳市富良野市登別市北広島市上磯町大野町七飯町白老町（2及び15に掲げる事務にあつては、富良野市を除く。）」に改め、同表の十四の項の次に次のように加える。

十四の二 都市再開発法（以下この項において「法」という。）、都市再開 札幌市

発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号。以下この項において「政令」という。）及び都市再開発法施行規則（昭和四十四年建設省令第五十四号。以下この項において「省令」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（個人施行者（市が個人施行者となる場合を除く。）又は市街地再開発組合（以下この項において「組合」という。）が施行する第一種市街地再開発事業（施行地区が二以上の市町の区域にわたるものを除く。以下この項において「事業」という。）に係るものに限る。）

1 法第七条の九第一項の規定による事業の施行の認可

2 法第七条の十五第一項（法第七条の十六第二項及び第七条の二十第二項において準用する場合を含む。）の規定による事業の施行者の氏名等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付

3 法第七条の十六第一項の規定による規程若しくは規約又は事業計画の変更の認可

4 法第七条の十七第四項の規定による施行者の変動による規約の認可

5 法第七条の十七第七項の規定による施行者の変動の届出の受理

6 法第七条の十七第八項の規定による規約の認可又は施行者の変動の届出に係る公告

7 法第七条の十九第一項の規定による審査委員の選任に係る承認

8 法第七条の二十第一項の規定による事業の終了の認可

9 法第十一条第一項又は第二項の規定による組合の設立の認可

10 法第十一条第三項の規定による事業計画の認可

11 法第十六条第一項又は第五項（法第三十八条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による事業計画の縦覧の手続

12 法第十六条第二項、第三項又は第五項（法第三十八条第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による事業計画に係る意見書の処理の手続

13 法第十九条第一項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による組合の名称等の公告及び施行地区等を表示する図書の送付

14 法第十九条第二項（法第三十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による組合の名称等の公告

15 法第二十八条第一項及び第二項の規定による組合の理事長の氏名等の届出の受理及び公告

16 法第三十八条第一項の規定による組合の定款又は事業計画若しくは事業基本方針の変更の認可

- 17 法第四十五条第四項の規定による組合の解散の認可
- 18 法第四十五条第六項の規定による組合の設立の認可の取消し又は解散の認可の公告
- 19 法第四十九条の規定による決算報告書の承認
- 20 法第七十二条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による権利変換計画の認可
- 21 法第九十九条の第三項（法第九十九条の八第五項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築者の決定に係る承認
- 22 法第二百二十四条第二項の規定による事業の施行の促進のための必要な措置の命令
- 23 法第二百二十四条の二第一項の規定による事業又は会計の状況の検査及び施行者のした処分の取消し等の命令
- 24 法第二百二十四条の二第二項及び第三項の規定による事業の施行の認可の取消し及びその旨の公告
- 25 法第二百二十五条第一項又は第二項の規定による事業又は会計の状況の検査
- 26 法第二百二十五条第三項の規定による組合のした処分の取消し等の命令
- 27 法第二百二十五条第四項の規定による組合の設立の認可の取消し
- 28 法第二百二十五条第五項の規定による組合の総会、総会の部会又は総代会の招集
- 29 法第二百二十五条第六項の規定による組合の理事、監事又は総代の解任の投票の実施
- 30 法第二百二十五条第七項の規定による組合に係る議決、選挙、当選又は解任の投票の取消し
- 31 法第二百三十三条第一項の規定による管理規約の認可
- 32 政令第四条の二第三項の規定による審査委員の解任の承認
- 33 政令第十八条第二項の規定による解任投票所等の設定及び公告
- 34 省令第三十九条第二項の規定による公告の内容及び告示（法第五十八、八条第三項及び第四項において準用する法第十九条第一項の規定に係るものを除く。）
- 35 省令第三十九条第三項の規定による公告の内容及び告示（法第五十八、八条第四項において準用する法第十九条第一項の規定に係るものを除く。）
- 36 省令第三十九条第五項の規定による公告の内容及び告示（法第二百三十三

条並びに第一百七条第一項及び第二項の規定に係るものを除く。）

附則

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道建設部の事務処理の特例に関する条例別表第一の十一の項、十二の項及び十四の二の項の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令及び規則（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為でその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長のした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十六号

北海道公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

北海道公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和六十二年北海道条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

題名中「北海道公立学校」を「北海道立学校」に改める。

第一条中「並びに市町村立の小学校、中学校及び養護学校」を削る。

第二条第一項中「道立の」及び「、その他の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については市町村の教育委員会」を削る。

第五条中「道立の」を削り、「その他」を「大学以外」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定は、平成十四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償及び同日前に支給すべき事由が生じた公務災害補償で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の公務災害補償については、なお従前の例による。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び公衆に著しく迷惑をかけ

る暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十三年十二月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十七号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例及び公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第一条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和三十年北海道条例第七十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「性風俗特殊営業」を「性風俗関連特殊営業」に改める。
第十条の次に次の一条を加える。

(店舗型電話異性紹介営業の禁止地域等)

第十条の二 法第三十一条の十三第三項において準用する法第二十八条第一項の条例で定める施設は、前条第一項に規定する施設とする。

2 法第三十一条の十三第三項において準用する法第二十八条第一項に定めるもののほか、店舗型電話異性紹介営業は、北海道内全域においては、これを営んではならない。

第十一条中「第十二条」を「次条、第十二条第一項」に改める。

第十一条の二の見出し中「性風俗特殊営業」を「性風俗関連特殊営業」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第十一条の三とする。

3 法第三十一条の十三第三項及び法第三十一条の十八第一項において準用する法第二十八条第五項第一号の条例で定める地域は、北海道内全域とする。

第十一条の次に次の一条を加える。

(店舗型電話異性紹介営業の深夜における営業時間の制限)

第十一条の二 店舗型電話異性紹介営業は、深夜において営んではならない。
別表第二中「(第十条、第十一条の二関係)」を「(第十条、第十一条の三関係)」に改める。

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

第二条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和四十年北海道条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「営業又は」を「営業」に改め、「除く」に掲げる営業の下に「又は同条第九項に規定する営業」を加える。

附則

この条例は、公布の日から起算して七月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道地方警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成十三年十二月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十八号

北海道地方警察職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の特種勤務手当に関する条例(昭和三十一年北海道条例第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第十号を次のように改める。

十 爆発物処理等手当

第七条の四の見出しを「(爆発物処理等手当)」に改め、同条第一項を次のように改める。
爆発物処理等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

一 爆発物及びその疑いのある物件の処理作業

二 特殊危険物質(サリン(メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下この号において同じ。))及びサリン以上又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下この項において同じ。))又はその疑いのある物質の処理作業で人事委員会規則で定めるもの

三 特殊危険物質による被害の危険がある区域内において行う作業(前号に掲げる処理作業を除く。)

四 特殊危険物質の製造過程を説明する等の目的で行う実験で当該物質が発生するおそれがある作業

第七条の四第二項中「前項の職員」を「第一項の職員」に、「前項の作業」を「同項第一号又は第二号に掲げる作業」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる作業の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 前項第一号及び第二号の作業 その作業一件につき五千二百円

二 前項第三号の作業 その作業に従事した日一日につき二百五十円

三 前項第四号の作業 その作業に従事した日一日につき四百六十円

第七条の七中「定める額」の下に「(特に困難であり、かつ、心身に著しい負担を与える作業であつて、人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額)」を加える。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条の七の改正規定は、平成十四年一月一日から施行する。

2 この条例による改正後の北海道地方警察職員の特種勤務手当に関する条例第七条の四(同条第一項第二号から第四号までに規定する作業に関する部分に限る。)の規定は、平成

十三年十月十七日から適用する。

北海道職員の特給に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第七十九号

北海道職員の特給に關する条例の一部を改正する条例

北海道職員の特給に關する条例（昭和二十七年北海道条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百七十五」を「百分の百五十五」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「加算した額に」の下に「六月に支給する場合においては」「百分の六十」の下に「十二月に支給する場合においては百分の五十五」を加える。

附則第十四項中「並びに第十九条の四第二項」を「第十九条の四第二項並びに次項」に、「これら」を「同項」に改め、附則に次の一項を加える。

15 平成十四年三月から平成十五年三月までの期末手当及び勤勉手当の額は、第十九条第二項及び第三項並びに第十九条の四第二項の規定にかかわらず、北海道職員の特給に關する条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第七十九号）による改正前の北海道職員の特給に關する条例第十九条第二項及び第三項並びに第十九条の四第二項の規定による額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道学校職員の特給に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第八十号

北海道学校職員の特給に關する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の特給に關する条例（昭和二十七年北海道条例第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第三項中「百分の百七十五」を「百分の百五十五」に改める。

第十九条の四第二項第一号中「加算した額に」の下に「六月に支給する場合においては」「百分の六十」の下に「十二月に支給する場合においては百分の五十五」を加える。

附則第十四項中「並びに第十九条の四第二項」を「第十九条の四第二項並びに次項」に、「これら」を「同項」に改め、附則に次の一項を加える。

15 平成十四年三月から平成十五年三月までの期末手当及び勤勉手当の額は、第十九条第二

項及び第三項並びに第十九条の四第二項の規定にかかわらず、北海道学校職員の特給に關する条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第八十号）による改正前の北海道学校職員の特給に關する条例第十九条第二項及び第三項並びに第十九条の四第二項の規定による額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道地方警察職員の特給に關する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道条例第八十一号

北海道地方警察職員の特給に關する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の特給に關する条例（昭和二十九年北海道条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項及び第三項中「百分の百七十五」を「百分の百五十五」に改める。

第二十二条の四第二項第一号中「加算した額に」の下に「六月に支給する場合においては」「百分の六十」の下に「十二月に支給する場合においては百分の五十五」を加える。

附則第十四項中「並びに第二十二条の四第二項」を「第二十二条の四第二項並びに次項」に、「これら」を「同項」に改め、附則に次の一項を加える。

15 平成十四年三月から平成十五年三月までの期末手当及び勤勉手当の額は、第二十二条第二項及び第三項並びに第二十二条の四第二項の規定にかかわらず、北海道地方警察職員の特給に關する条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第八十一号）による改正前の北海道地方警察職員の特給に關する条例第二十二条第二項及び第三項並びに第二十二条の四第二項の規定による額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

規

則

北海道知事の資産等の公開に關する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第二百二十四号

北海道知事の資産等の公開に關する規則の一部を改正する規則

北海道知事の資産等の公開に關する規則（平成七年北海道規則第九十六号）の一部を次の

ように改正する。

別記第一号様式の6の事項及び別記第二号様式の6の事項中

株数	額面金額の総額
株	円

株数	株
株	

を

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第二百二十五号

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

北海道環境生活部手数料条例の一部を改正する条例（平成十三年北海道条例第七十号）の施行期日は、平成十三年十二月二十一日とする。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十三年十二月十八日

北海道知事 堀 達 也

北海道規則第二百二十六号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲

を定める規則の一部を改正する規則

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年北海道規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の三の項中「別表七の項」を「別表第一の七の項」に改め、同項を同表の四の項とし、同表の二の項中「別表六の項」を「別表第一の六の項」に改め、同項を同表の三の項とし、同表の一の項中「別表五の項」を「別表第一の五の項」に改め、同項を同表の二の項とし、同表に一の項として次のように加える。

一 特例条例別表第一の二の三の項8に規定する結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	結核予防法施行細則（昭和三十八年北海道規則第七十九号。以下この項において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 規則第二十条第二項の規定による医療機関指定書の交付 2 規則第二十一条の規定による指定医療機関の名称の変更等の届出の受理
---	---

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成13年12月18日

北海道公営企業管理者 西 川 昌 利

北海道企業管理規程第9号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第24条第3項及び第4項中「100分の175」を「100分の155」に改める。

第24条の4第3項第1号中「加算した額に」の下に「、6月に支給する場合においては、を、「100分の60」の下に「、12月に支給する場合においては100分の55」を加える。

附則第11項中「並びに第24条の4第3項」を「、第24条の4第3項並びに次項」に、「これら」を「同項」に改め、附則に次の1項を加える。

12 平成14年3月から平成15年3月までの期末手当及び勤勉手当の額は、第24条第3項及び第4項並びに第24条の4第3項の規定にかかわらず、北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程（平成13年北海道企業管理規程第9号）による改正前の北海道企業職員給与規程第24条第3項及び第4項並びに第24条の4第3項の規定による額とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

道 議 会 告 示

北海道議会告示第三号

平成七年北海道議会告示第一号（北海道議会議員の資産等の公開に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成十三年十二月十八日

北海道議会議長 酒井 芳 秀

北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

北海道議会議員の資産等の公開に関する規程（平成七年北海道議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式の6の事項及び別記第二号様式の6の事項中

株 数	額 面 金 額 の 総 額
株	円

を

株 数	株
株	

に改める。

附 則

この規程は、平成十三年十二月十八日から施行する。

平成十三年十二月十八日

火曜日

二〇

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
ブ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課